

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 渡邊 剛
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和元年8月20日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	夢展望株式会社
証券コード	3185
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所マザーズ市場

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	エボ ファンド（Evo Fund）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9005、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・サービス（ケイマン）リミテッド方
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 山本真裕
電話番号	03-6775-1000

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.8
訂正される報告書の報告義務発生日	令和元年8月9日
訂正箇所	下記参照

## （訂正前）

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上減少したこと

## （訂正後）

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上減少したこと及び重要な契約の変更

## （訂正前）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## （6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

RIZAPグループ株式会社より借株200,000株。

発行者と提出者は2018年4月16日付の新株予約権の第三者割当に関して、買取契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、行使期間中、一定の条件が充足された場合に、新株予約権（第7回）の全部を行使することを約束している（コミット条項）。また、同契約に定められた一定の条件が満たされた場合、上記のコミット条項は消滅する。また同契約では、暦月あたりの新株予約権行使数量が一定数を超えることとなる場合には発行者がその行使を制限することができる旨の規定がある。

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者)/1】

#### (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

RIZAPグループ株式会社より借株200,000株。

発行者と提出者は2018年4月16日付の新株予約権の第三者割当に関して、買取契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、行使期間中、一定の条件が充足された場合に、新株予約権(第7回)の全部を行使することを約束している(コミット条項)。また、同契約に定められた一定の条件が満たされた場合、上記のコミット条項は消滅する。また同契約では、暦月あたりの新株予約権行使数量が一定数を超えることとなる場合には発行者がその行使を制限することができる旨の規定がある。同契約に基づき提出者が取得した新株予約権(第7回)は、2019年8月9日に行使期間満了により消滅した。